

○金融庁告示第六十四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第十二条第二項の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融機関を次のように定め、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から適用する。

平成二十四年八月三十日

金融庁長官 畑中龍太郎

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に定める金融機関とする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者のうち次に掲げる者
- イ 平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行
- ロ 銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店

- 二 無尽業を営む者
- 三 平成十四年金融庁告示第三十五号第四条に掲げる銀行持株会社
- 四 信用金庫連合会
- 五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会
- 六 労働金庫連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 株式会社商工組合中央金庫
- 九 平成十四年金融庁告示第三十五号第五条の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者（第一号から前号まで及び次号から第二十号までに定める金融機関を除く。）
- 十 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- 十一 保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十二 保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社

- 十三 保険業法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人
- 十四 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項に規定する船主相互保険組合
- 十五 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会
- 十六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者
- 十七 平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）第一条各号に掲げる者
- 十八 金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社
- 十九 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 二十 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に掲げる者